

○飯塚市介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給要綱

平成28年1月29日

飯塚市告示第31号

改正 H28-392、R4-359

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市の介護保険被保険者に対し、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費(以下「住宅改修費」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(H28-392一改)

(事前申請)

第2条 住宅改修費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅改修の施工前に介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認願書[償還払用]に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修が必要な理由書
- (2) 工事費内訳書
- (3) 住宅改修に係る写真(写真は、工事施工前の写真に改修箇所を記したもの)
- (4) 工事箇所が確認できる平面図
- (5) 住宅の所有者が申請者と異なる場合は、所有者が当該住宅改修について承諾したことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、受領委任払(要介護者等が住宅改修費の受領について住宅改修を行う者に委任する方法をいう。以下同じ。)を受けようとする者(以下「受領委任申請者」という。)は、住宅改修の施工前に前項に定める書類に代えて介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認願書[受領委任払用]に前項各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(受領委任払の制限)

第3条 受領委任払を受けることができる者は、法第63条から第69条までに規定する保険給付の制限等を受けていない要介護者等とする。

(承認決定等)

第4条 市長は、第2条に規定する事前承認願書等を受理したときは、その内容を審査し、その結果を介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承認・不承認通知書により、通知するものとする。

2 前項の承認決定は、改修工事の開始までの間に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、その効力を失うものとする。

(1) 要介護者等が死亡し、又は転居した場合

(2) 要介護者等が病院に入院し、又は介護保険施設等に入所した場合

(3) 改修内容に変更が生じた場合(あらかじめ市長の承認を得たもので、軽微なものを除く。)

(受領委任事業者の登録)

第5条 受領委任事業者の登録を希望する者は、別に定める届出期間内に、介護保険住宅改修費受領委任事業者登録届出書(以下「届出書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 介護保険住宅改修費受領委任払に係る確約書

(2) 暴力団排除に係る誓約書

2 前項による届出があったときは、市が作成する介護保険住宅改修費受領委任事業者名簿(以下「事業者名簿」という。)に登録するものとする。

3 第1項による届出を行った者のうち、届出日時点において受領委任事業者の登録がない者は、市が実施する翌年度の受領委任事業者の登録に係る住宅改修に関する研修(以下「事前研修」という。)を受講しなければならない。

4 事業者名簿に登録した受領委任事業者は、制度改正等市が必要に応じて実施する研修を受講しなければならない。

5 事業者名簿の登録期間は、毎年度4月1日から翌年の3月31日までとする。

(R4-359一改・繰上)

(変更の届出等)

第6条 受領委任事業者は、事業所の名称又は所在地その他の登録時における届出事項に変更が生じたときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任事業者登録事項変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 受領委任事業者は、住宅改修の事業を廃止、休止、若しくは再開するとき又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険住宅改修費受領委任事業者廃止・休止・再開・辞退届出書により市長に届け出なければならない。

(R4-359繰上)

(暴力団関係者の排除)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者名簿に登録しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団

- (2) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものが役員等になっている者
- (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している者
  - イ 暴力団員が実質的に運営している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者

(R4-359繰上)

(支給申請)

第8条 第4条第1項の承認決定を受けた申請者(受領委任申請者を除く。以下「支給対象者」という。)は、改修工事が完了したときは、速やかに介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給承認願書[償還払用]に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修に伴う写真を添付した用紙(工事完了前後の写真で撮影日がわかるもの)
- (2) 領収証
- (3) 介護保険住宅改修費用請求書
- (4) 委任状(請求者と振込先口座名が異なる場合)
- (5) その他支給決定を行うときに市長が必要と認める書類

2 第4条第1項の承認決定を受けた受領委任申請者は、改修工事が完了したときは、速やかに介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給承認願書[受領委任払用]に次の各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修に伴う写真を添付した用紙(工事完了前後の写真で撮影日がわかるもの)
- (2) 領収証(受領委任申請者自己負担分)
- (3) 介護保険住宅改修費用請求書
- (4) その他支給決定を行うときに市長が必要と認める書類

(R4-359繰上)

(支給決定等)

第9条 市長は、前条に規定する支給承認願書等を受理したときは、当該申請に係る住宅改修が第2条の申請の内容と相違ないこと等を審査し、住宅改修費の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、住宅改修費の支給の可否について、介護保険給付費支給決定通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により住宅改修費の支給を決定したときは、遅滞なく支給対象者又は受領委任事業者に当該住宅改修費を支払うものとする。

4 前項の規定による受領委任事業者への住宅改修費の支払は、受領委任申請者への住宅改修費の支給とみなす。

5 第1項の審査の結果、受領委任払による住宅改修費の支給ができない旨の通知を受けた者の当該住宅改修費に係る支払等については、受領委任申請者と受領委任事業者によりこれを解決しなければならない。

(R4-359繰上)

(事業者の登録取消)

第10条 市長は、受領委任事業者が次の各号のいずれかの要件に該当する場合、事業者名簿から当該受領委任事業者の登録を取り消すものとする。

(1) 第6条第2項の規定により、住宅改修の事業所の廃止、休止又は登録辞退をした場合

(2) 介護保険住宅改修費受領委任払に係る確約書を遵守しなかった場合

(3) 偽りその他不正な申請を行った場合

(4) 第7条の規定に該当するものであることが判明した場合

(5) その他受領委任払の方法によることが適当でないと市長が認めた場合

2 登録を取り消す時期は、前項の要件に該当した日からとする。

3 市長は、第1項の規定により登録の取消を行ったときは、その旨を当該受領委任事業者に通知するものとする。

(R4-359一改・繰上)

(指導、調査等)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は住宅改修事業者(以下「改修事業者」という。)に対して、指導若しくは調査を行い、帳簿書類を検査し、又は説明を求めるものとする。

(R4-359繰上)

(不正利得の返還等)

第12条 申請者又は改修事業者が、偽りその他不正の手段によって住宅改修費の支給を受けたとき、又は関係法令、通達、条例、規則若しくはこの告示の規定に違反したときは、市長は、当該住宅改修費の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(R4-359繰上)

(譲渡又は担保の禁止)

第13条 この告示による住宅改修費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(R4-359繰上)

(取扱いの停止)

第14条 市長は、改修事業者が改修事業者として適当でないと認めたときは、期間を定め、住宅改修の取扱いを停止するものとする。

(R4-359繰上)

(関係書類等の保存)

第15条 改修事業者は、住宅改修にかかる帳簿書類等の関係書類を整備し、住宅改修の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(R4-359繰上)

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(R4-359繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この告示の施行後最初の事業者名簿への登録のための研修その他この告示を施行するため必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

(平成28年度の事業者名簿への登録の特例)

3 第5条及び第6条の規定にかかわらず、平成28年度に実施する最初の事前研修を受講した者については、第6条の規定に基づき、平成28年度の事業者名簿への登録を行う。

附 則(平成28年12月28日 告示第392号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年11月10日 告示第359号)

この告示は、告示の日から施行し、令和5年度の受領委任事業者の登録から適用する。